

一般質問

みらい 三浦（茂）議員

会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき、先輩同僚議員の皆様には感謝申し上げます。また、お忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

はじめに、スタジアム整備について伺います。

五月二十六日の県・市・ブラウブリッツ秋田の三者協議において「スタジアム整備に関する基本方針（案）」がまとめられ、同二十八日に公表されました。

基本方針案によると、事業主体については、ブラウブリッツ秋田を中心とした民間資金の調達を前提に秋田県と秋田市が共同で整備し、保有するとなりました。これは、単独では事業主体にならないという秋田市の主張を

受け入れた形に見えますが、一方で、整備に伴う契約や国からの交付金等に係る事務分担は秋田市が窓口になり単独で担うことになっているようです。こちらは、県が国にも確認のうえ、交付金を最大限活用できるのは秋田市単独の事業主体がベスト、という県の考えを尊重し、その実現に秋田市も相応の理解を示したものと受け止めてよいのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、国交付金等の確保については、秋田県と秋田市は共同保有を前提に国交付金等の最大化を検討する、ともうたっていますが、具体的検討案はあるのでしょうか。県民・市民の理解を深めるためにも様々な比較ができる検討案を今後、適宜適切に明示すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、施設規模では、整備費は一四二億円を上限とし、収容人数は五千人から一万人規模の範囲としています。一四二億円は先に秋田市が五千人規模で試算した金額で、「七

千人から八千人規模」、「一万人規模」の中で最も少ない金額でした。今回基本方針案に示した収容人数には幅がありますが、一四二億円でも一万人規模の整備は可能であると考えてよいのか、可能とすればどのような整備手法を検討しているのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、整備費から国交付金等を除いた負担割合は民間資金五〇パーセント、秋田県二五パーセント、秋田市二五パーセントで、県が提示した二対一対一に収まりました。当初、ブラウブリッツ秋田と秋田市は各々三分の一を想定していましたが、負担割合が増えることとなったブラウブリッツ秋田が同意した理由は何か、話し合いの経緯をお聞かせください。

また、秋田市は、三分の一から四分の一に負担割合が軽減されることに異論はないでしょうが、裏を返せばその分、ブラウブリッツ秋田の負担を増やすことでもあります。そ

の際、秋田市は、ブラウブリッツ秋田の民間資金調達に、例えば企業版ふるさと納税制度活用に資する前向きな支援・協力の意向などは示されたのか、併せてお聞かせください。

昨年、秋田市が示した五千人規模の整備費一四二億円が、基本方針案では上限と位置付けましたが、今後、人件費や資材高騰など物価上昇を念頭にした物価スライド条項の規定などにより、変動の余地はあるのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、昨年時点の秋田市の試算では交付金やｔｏｔｏ助成金が計五七億円で、差し引き八五億円が三者の負担額となっていました。整備費の負担割合で案分すれば、概算で民間資金四二億円（四、二五二百万円）、県二一億円（二、一二六百万円）、市二一億円となります。昨年十一月、秋田市が公表した根拠のある試算ですから基本方針案に一応の目安として明示した方が県民・市民にも理解が深まると思いますが、知事のご所見をお聞かせ

ください。

もちろん国交付金額等は確定ではなく、あくまで市が算定した時点のものではありませんが、目安となる金額がなければ民間資金調達の進捗度合が可視化できません。民間資金の確保については県と市は、民間資金の調達を確認したのちに共同整備に向けた手続きに着手する、としていきますから、いつまでにいくらという目安を整備スケジュールに示すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

当面の目標では、設計等に要する金額約五億円と明記されていますが、これも昨年秋季田市が試算した金額がベースとなっているようです。整備スケジュールによれば、令和九年度の設計着手ですから、令和八年度中には設計等に要する民間資金五億円程度を調達する必要があるとされています。これからもわかるように、負担額は重要な目安となりますから、この際、明確にしておくべきと考えま

すが、知事のご所見をお聞かせください。

秋田市においては、民間資金が集まらなければ設計に入ることとは永遠にない、整備は先送りになる、との報道があります。立場はわかりませんが、他人ごとではないはずです。県も同様の考えのようですが、出来ない理由、やれない理由、やらない理由ではなく、どうすれば出来るのか考えるのが、「考える葦」だと思います。次代を担うこどもや若年層に夢や希望を抱かせる道しるべを是非、示していただきたいと思います。

さて、民間資金の確保については、企業版ふるさと納税の早期の募集開始が必須と考えます。そのためには基本計画策定が前提になります。今年度いつ頃までに基本計画を策定し、いつ頃を目途に企業版ふるさと納税の募集を開始するのでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

ブラウブリッツ秋田が整備費の負担割合五〇パーセントに同意した経緯を考慮すれば、

一日も早い募集が望まれます。民間資金が調達できなければ先送りとまでいうのであれば、県と市にできることは、可能な限り迅速に企業版ふるさと納税を受け入れる体制整備に相応の責任を果たすことです。秋田市は企業版ふるさと納税を前提とした五億円調達ではない、との報道もありますが、そうではないでしょう。企業版ふるさと納税は資金調達のコアであり大前提となるものと考えます。他人ごとではなく三者が一体となり、足並みをそろえて実現に向かうための企業版ふるさと納税の受け皿づくりに早急に着手すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

最後に一点確認します。当初、秋田市が示した整備費一四二億円には、スタジアム整備に伴う第二球技場、健康広場の代替施設の整備費八七四万円が含まれていました。以前、総括審査でも確認しましたが、代替施設の整備費用を県が負担することはないという答弁がありました。今回、基本方針案に示し

た上限一四二億円には代替施設の整備費用には触れていません。含まれているのでし
ようか、いないのでしょうか。それによって
三者の負担額にも変動が生じます。知事のご
所見を改めてお聞かせください。

次に、風車事故についてお伺いします。

昨年五月二日、新屋浜風力発電所の風車ブレード落下事故があり、付近には男性が倒れていて、その後死亡が確認されるという事案がありました。落下事故と死亡の因果関係についてはいまだに調査中であります。

また、今年四月十一日には男鹿市船越でブレードが折損し部品が落下する事故が発生。幸いけが人はいませんでした。

いずれも同じメーカー製の風車で保守点検も同じ会社でした。

さらに、男鹿市野石で小形風車のタワーが倒壊するという事故が判明しました。事故発生日とされる三月七日から発電が停止した状態で、発電事業者の現地確認は三月十六日、発電事業者が国に事故発生を報告したのは三月十九日でした。住民の連絡で男鹿市が当該事故の発生を覚知したのは四月二十七日。発電事業者が男鹿市に事故報告書を提出し、男鹿市から県に事故の情報提供があったのが五

月七日。県から発電事業者に対し、早期の事故原因の究明と再発防止策を要請したのは五月十九日。一か月以上にわたり地元の男鹿市や県がその事態を把握できず、対応が遅れ、再発防止策の要請が二か月を過ぎてからという、常識では考えられない状況に陥っていたことになります。万が一、人身被害や二次被害につながるケースであれば取り返しのない事態になっていたやもしれません。

国の対応にも首をかしげます。発電事業者が国にタワー倒壊の事故発生を報告したのが三月十九日です。一方で、四月十二日に男鹿市船越でブレードが折損した事故を受けて、知事は四月十四日に経済産業省へ緊急要望を実施しています。つまり、その時点で、国はすでに三月のタワー倒壊の事実を知っていたはずです。なぜ、国はタワー倒壊の事実をその時に知らせてくれなかったのでしょうか。国は当然にして、県が把握しているものと思っていたのでしょうか。今回のタワー倒壊

事故については、国、県、地元自治体、事業者が共通認識の下、現場の事故処理、速やかな事故原因の究明、再発防止策、安全管理の徹底といった対応で足並みを揃えることはできませんでした。なぜこのような事態になったのか、一義的には事業者の責任ですが、国の対応に問題はなかったのか、これでは危機管理が十分機能していたといえるのか、はなはだ疑問です。

まずはこの一年足らずの間に起きた一連の風車事故を知事はどのように受け止めていきますか。県民の生命にかかわることであり危機管理上の観点からもこのような状況は看過できません。今、県として出来ることは何か、知事のご所見をお聞かせください。

風力発電の推進は秋田の強みを発揮できる重要な再エネ事業ではありますが、県民の安全安心と地域の理解が大前提です。電気事業法に基づく規則では、事故発生時は事業者に国への報告を定めています。が、地元自治体

に對して報告義務はなく、情報を共有する仕組みにはなっていません。地元自治体が主導できることは注意喚起や再発防止、周辺への立入り規制等、限りがあり、制度上の課題がかねてから指摘されてきました。

昨年六月の経済産業省への要望、今年四月十四日の緊急要望、先月五月二十九日の要望といった一連の要望活動の成果は、振り返ってみて何があつたのでしょうか。

要望は大事ですが、それが目的ではありません。要望の中身を具現化することが国はもとより県の責務でもあります。事故を教訓とした具体的対応の実効性は、はたしてどれだけ向上しているのでしょうか。いつまでにどのような改善が見込めるのか、要望して終わりではなく、県民の不安払拭と再発防止に向けた具体策はあるのか、知事のご所見をお聞かせください。

五月二十九日、知事は経済産業省を訪れ、重大事故発生時の発電事業者による地元自治

体への報告義務化を求める要望書を提出しました。報道によれば、国は義務化には言及せず、重大事故は事業者が国への報告とともに地元自治体へ連絡するよう指導を徹底するというもので、従来の方針の域を出ないものでした。

地元自治体が速やかに事故を覚知できることが重要であることは論を待ちませんが、それがままならなかった結果が今回の事態です。国が義務化に消極的なのであれば、むしろ国が事故報告を受けた時点で速やかに地元自治体への連絡を徹底してもらうことをルール化することも一策ではありませんか。知事のご所見をお聞かせください。

国はタワー倒壊の事実を知りながら、知事が訪問した時でさえ知らせるでもなく、情報共有するでもなく、話題にもならないという国の対応は地元自治体や地元住民の不安と不満を募らせることになってしまいます。

法律の改正には時間がかかります。強制

力はなくても県内全ての事業者と覚書を交わすなり、事故発生時の責務を明確にするなど、すぐにできる方策もあるはずです。道義的な責任も果たせない事業者にはご遠慮いただくぐらいの厳しい姿勢で再発防止策、安全対策を早急に講じるべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

秋田県内への陸上風力発電所の導入は一九九八年（平成十年）に始まり、八〇か所の風力発電所が設置されました。今年五月末までに事業期間を終えた八か所が廃止されましたが、そのうち四か所で建て替えを行い、新発電所として事業を継続しています。事業期間が経過後、より大型の風車を備えた発電所に建て替えることで、引き続き立地条件の優位性を生かすことができ、より効率的な発電を目指して再生可能エネルギーの継続的な供給源となることは本県にとっても喜ばしいことです。しかしながら、一方で、様々な自然現象や経年劣化といった要因で安全性が脅か

されることは否めません。

特に、このたびタワーが倒壊した小形風力については定期自主点検の義務はなく、安全対策の状況がつかみづらいのではないでしようか。今後、順次、事業期間が終了する風力発電所について、点検状況、建て替え・廃止の動向を地元自治体と一体となって県がプラットホームになり実態把握に努めるべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、クマ対策についてお伺いします。

令和八年度のツキノワグマ被害防止総合対策事業では、指定管理鳥獣専門人材ガバメントハンターの配置や管理強化ゾーンにおける捕獲支援、ドローンやAIを活用した新たなクマ対策技術の実証など多岐にわたり取組強化が図られています。加えて知事は人の生活圏における人身被害ゼロを目標に掲げましたが、残念ながら五月五日には今年度初めての人身被害が発生、さらに六月二日には死亡事故が発生するなど、更なる注意喚起が求められる状況になっています。

亡くなられた方に心からご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げます。

また、クマダス情報によれば昨年同様秋田市を中心市街地や千秋公園界隈も含め連日のように目撃情報が発せられ異常事態が日常になってしまった感さえあります。

県内に限らず全国的にも人身被害が増え

る中、国では統一的な手法による個体数推定のための調査を、東北地方を皮切りに実施する計画です。六月下旬から東北各地で調査を始め、秋頃までカメラを設置し、その後データーの解析を行い、今年度中に保護管理ユニットごとの個体数を推計して公表することを明らかにしています。国の取組には大いに期待を寄せたいところですが、結果が出る頃にはクマは冬眠しているかもしれませぬ。

また、東北地方ツキノワグマ対策関係機関連絡会議の初会合では、東北・新潟七県が参加する「広域協議会」を二〇二七年度にも設置し、判明した保護管理ユニットごとの個体数を踏まえて捕獲目標数の設定などを行い、クマの広域管理実現につなげるとしています。

調査の詳細はこれからでしょうが、個体数管理に関する国と本県も含めた東北各県との具体的な調整や連携、情報の共有等に今後どのように関わっていくのか知事のご所見をお聞かせください。

また、県が今年度行う直接観察法による生息調査、年齢査定や出産数の確認を実施するクマ基礎データ蓄積事業は、国の調査とどのようにリンクさせ人身被害根絶につなげていくのか、併せてお聞かせください。

次に、有害鳥獣処理についてお伺いします。

令和七年度のツキノワグマの捕獲頭数は二、八八六頭でした。人里への出没対策強化はもちろんですが、捕獲後の適正処理も併せて考える必要があります。クマやイノシシのような大型獣は体重が一〇〇キロを超える個体もあり、捕獲後の処理が課題となっていてます。焼却するにもあらかじめ解体する必要があります。あるほか、埋設する場合も他の動物が掘り起こさない深さまで穴を掘って埋めなければならず、関係者の負担が大きいたとも聞きます。市町村によっても捕獲後の処理方法は様々ではないと思いますが、現場の負担軽減と適正な鳥獣処理体制の確立は県民の安全安心にも

資するものと考えます。

県では昨年の捕獲実態をどのように分析し、捕獲後の現場の体制にどのような課題認識を持っているのか、知事のご所見をお聞かせください。

また、当初予算には計上されていませんが、今後、国の支援も仰ぎながら動物専用焼却炉など、害獣処理施設設置を市町村とも連携しながら早急に検討すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

国が昨年十一月に公表した「クマ被害対策パッケージ」では、春季管理捕獲を重点対策の一つに位置付けました。今年は一一道県で三〇〇頭超の捕獲を目指しましたが。温暖化で雪が少なく、クマの追跡が難しいことや、熟練ハンターの不足が課題に挙がるなど、春季管理捕獲が難航しているとの報もあります。本県の春季管理捕獲の実施結果及び成果をどのように評価しているのでしょうか。

ハンターの高齢化と若手後継者の減少が

指摘されて久しいですが、ガバメントハンターの採用拡充など更なる対策が必要と考えます。来年の春季管理捕獲へ向けた強化策について、併せて知事のご所見をお聞かせください。

次に、県内就活支援事業についてお伺いします。

知事就任後、昨年九月補正で取り組んだ新規事業に、こまちで就活キャンペーン「こまち就活エクスプレス」があります。首都圏の大学生等を対象に、県内企業の若手社員との意見交換や県内就職を目指す学生同士の交流を目的とし、若者の県内就職の拡大による県内定着・回帰の促進を図るためのイベントとして昨年十二月に実施されました。

今年度の当初予算ではさらに拡充し、夏・冬各一回の開催で一二〇名程度の参加を見込んでいます。

そこで、昨年度事業の実績あるいは進捗状況も踏まえて、どのような成果や効果があったのか、あるいはどのような課題が見えてきたのか、お伺いします。

昨年度の参加者は申込みが五五名で最終参加者が東京駅から三九名、仙台駅から七名の四六名で、内訳は四年生三名、三年生三三

名、二年生一〇名、最終参加企業は一〇社一
九名でした。

アンケートによれば、学生は帰省時の開
催で経費面でのメリットや時間の有効活用に
より総じて高い評価となり、満足度は五点満
点中四・四点。また、参加企業の九割が次年
度の参加に前向きで満足度は四・一点でした。

学生の就活は全て終わってはいないと思
いますが、ちなみに今春卒業した四年生三名
の県内就職はいかがだったでしょうか。お知
らせください。

国では学業優先への配慮から企業側には、
会社説明会は大学三年の三月一日から、面接
は大学四年の六月一日から、内定は十月一日
としていますが、この依頼は形骸化し前倒し
されているのが実態のようです。選考解禁と
なる大学四年の六月を待たずに内定が出るケ
ースも多く、民間の調査では来春卒業予定の
大学生の五月一日時点の内定率は八割に上っ
たとしています。

昨年参加した三年生三三名はこの四月から四年生となつていますが、内定が出た生徒もいるのではないでしょうか。決まっていなくても就職希望先が県内重視なのか県外重視なのか、その動向を見極めるためのイベント参加者のフォローアップが必須です。これまでにどのようにトレースしてきたのか、現時点での成果と今後の見込みや課題、必要な改善策について、知事のご所見をお聞かせください。

特に、県外とした学生にはその要因分析が重要です。それと同時に、県内就職へ翻意させる方策はあるのか、併せてお聞かせください。

次に、高校入試制度のあり方について伺います。

スポーツで有望な中学生の県外進学が増加傾向にある要因や原因を探る「スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会」の第四回会議が五月十五日に開催されました。

知事は、スポーツを理由とした中学生の県外進学増加傾向は、現行の入試制度「特色選抜」が要因の一つだとし、昨年の知事選で見直しを公約に挙げました。

あれから一年が経過しました。しかしながら、いまだに結論を得るには至っておりません。まずは、四回にわたる在り方検証委員会の議論の概要を知事は目を通したのでしょうか。各委員がそれぞれの立場から多様な視点で議論を深めていたことがよくわかります。高校入試制度はスポーツ環境のみならず全ての受験生に関わることであり、十分な検討を踏まえて拙速な判断に陥ることのないよう特段の配慮をすべき課題と考えますが、知事の

ご所見をあらためてお聞かせください。

知事は特色選抜と入試制度をどのようなように変え、具体的にどんな成果を目指そうとしているのでしょうか。

総合計画には人口の社会減の数値目標は明記されていますが、中学生のスポーツによる県外進学数を減らす目標値はありません。知事が目指す「高校入試制度の見直しによるスポーツ競技力の復活」をどのように具現化したいと考えているのでしょうか。スポーツ競技力復活の先にあるのは、全競技で全国トップレベルを目指すことなのか、特定校を重点化することなのか、スポーツ科・体育科といった専門学科を設置して県内での受け皿強化や選抜肢の充実を図ることなのか、知事のご所見をお聞かせください。

マーケティングになぞらえれば、ターゲットは何か、目標は何か、県外進学をどこまで縮減しようとしているのか、それによって何がどう変わるのか、あるいは変えていくの

か、を明示しなければ、成果至上主義を標榜するなかで、結果と成果の検証ができません。知事が目指そうとしている結果と成果はなにか、期限はいつまでなのか、忌憚のない考えをお聞かせください。

中学校は義務教育であること、入試制度はスポーツ以外の全ての生徒に関わるものであり、スポーツ環境の問題とは切り離して別途検証を行うべきという考えもあること、公立高校には公立高校の使命や存在意義があること、また、一方で、入試時期前倒しの意見もあることなどを踏まえれば慎重かつ丁寧な議論が不可欠です。

在り方検証委員会では、七月に報告書のとりまとめをし、その後公表する予定です。仮に入試制度を変えとなった場合でも受検生への周知を考慮すれば現在の小学校五年生、早ければ小学校六年生が新しい入試制度の対象になります。言い換えれば、向こう四、五年は現行制度が続くことになりますが、その

間、送る側の中学校あるいは受け入れる側の高校でやるべきことは何か、不安や混乱を防ぎ、何よりも生徒たちに寄り添う最大限の配慮を合わせて検討することが必要と考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。